

はじめに

県内の交通事故発生件数・負傷者数は、平成13年から平成24年まで、12年連続で減少しており、平成24年の交通事故発生件数は37,049件で、昨年より 4.5%(1,751件)減少、負傷者数は44,135人で4.5%(2,091人)減少しています。

しかし、交通事故死者数は、平成15年から連続減少していましたが、平成22年に8年ぶりに増加し、平成24年は昨年を下回ったものの179人と、引き続き高い数値となっています。

このように、交通事故の発生件数は減少傾向を続けていますが、依然として多くの県民の方々が、交通事故によって肉体的、精神的、経済的に大きな被害を受けています。

この手引は、交通事故でお困りの方々のために、損害賠償を円満に解決できるよう、賠償の範囲をはじめ、示談から裁判までのいろいろな手続について、是非、知っておいていただきたい点をまとめたものです。皆様方のお役に立てば幸いです。

平成25年9月

神奈川県安全防災局安全防災部くらし安全交通課

も く じ

1	交通事故にあつたら	1
	(1) 相手はだれかを確かめる	1
	(2) 小さな事故でも必ず警察へ(110番通報しましょう)	1
	(3) 軽いけがでも医師の診断を	1
2	損害賠償の関係者	1
	(1) 賠償請求のできる人	1
	(2) 賠償責任のある人	2
3	損害賠償の範囲と請求	3
	(1) 死亡による損害	3
	(2) 傷害による損害	3
	(3) 死亡に至るまでの傷害による損害	4
	(4) 後遺障害による損害	4
	(5) 自動車など物件の損害	4
4	自賠償保険(共済)の請求	4
	(1) 自賠償保険(共済)で補償される損害と補償されない損害	5
	(2) 自賠償保険(共済)の保険金	5
	(3) 自賠償保険(共済)の請求のしかた	5
	(4) 自賠償保険(共済)の保険金支払額等に不服がある場合	6
5	請求権の時効	6
6	過失相殺	7
7	損害賠償解決の3つの方法	7
	(1) 示談	7
	(2) 調停	9
	(3) 訴訟	10
	(4) 少額訴訟	12
8	ひき逃げや無保険の場合の補償及び時効について	12
	(1) 治療関係	12
	(2) 請求先	13
	(3) 時効	13
9	社会保険との関係	13

10 福祉、援護関係.....	14
(1) 交通事故により生活費や治療費に困った場合.....	14
(2) 独立行政法人自動車事故対策機構の交通被害者への支援事業.....	14
11 犯罪被害者等(交通事故被害者を含む)への支援.....	14
12 交通事故証明書の申請手続.....	15
13 事故車両の査定.....	15
14 示談あっせん機関.....	15

別表関係

別表1 自賠責保険金(限度額)と補償内容	17
別表2 自賠責保険請求に必要な提出書類	18
別表2 (1) 自動車損害賠償責任保険支払請求書	19
別表2 (2) 交通事故証明書申請用紙(記載例)	20
別表2 (3) 交通事故発生状況報告書	21
別表2 (4) 休業損害証明書	22
別表2 (5) 診療報酬明細書	23
別表2 (6) 自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	25
別表2 (7) 調停申立書	27
別表2 (8) 少額訴訟	29
別表2 (9) 損害賠償請求書	31
別表2 (10) 示談書	32
別表3 自賠責保険取扱会社(横浜支店等)	33
別表4 裁判所の管轄区域と弁護士相談等	34
別表5 公証役場(公正証書)	36
別表6 労働局(労働基準監督署)(労災保険関係)	37
別表7 福祉事務所.....	38
別表8 交通事故相談機関	40

【利用上の注意】

掲載されている資料は平成25年6月1日現在のものです。そのため、連絡先の電話番号、住所等が変更されている場合があります。

1 交通事故にあったら

(1) 相手はだれかを確かめる

万一、事故に遭われたら、その場で相手の運転免許証、車検証(自動車検査証)、自賠責保険(共済)(自動車損害賠償責任保険(共済))の証明書などを見せてもらい、相手の住所、氏名、年齢、自動車の所有者、又は使用者の住所、氏名、車両番号、契約している自賠責保険(共済)、任意保険の会社名、保険証明書番号などを確かめてください。これらは、解決するまで必要となるものです。

(2) 小さな事故でも必ず警察へ(110番通報しましょう)

どんな小さな事故でも必ず警察に届けてください。事故の届出は、相手と一緒に行くことが原則です。もし相手が届出を渋るようなときは、あなたから届け出てください。事故当時は軽いけがと思っても後で悪くなることがあります。警察に届け出ておかないと後日、交通事故証明書が出ませんので、保険等の請求が大変難しくなります。

(3) 軽いけがでも医師の診断を

こんな傷ぐらいと思っても、あとで意外にけがが重いことが分かる例があります。すぐ病院に行って医師の診断を受けることが必要です。特に、頭、胸、腹などを打ったときは、後で痛んだり、急に悪くなることが多く、後遺症の心配もありますから精密検査を受けることをおすすめします。

2 損害賠償の関係者

(1) 賠償請求のできる人

交通事故で傷害を受けたり死亡したときに損害賠償を請求できる人は、次のとおりです。

ア 傷害を受けたとき

原則として、被害者本人(未成年者のときは親権者である両親、又は後見人)です。

イ 死亡のとき

被害者の相続人が請求権者になります。相続人は被害者の子(胎児を含む。)、子がないときは父母、それもないときは祖父母さらに兄弟姉妹となります。配偶者(夫、妻)は、どの場合でも相続人になります。

被害者の死亡によって精神的苦痛を受けたことにより、慰謝料の請求ができる人は原則として、被害者の子、配偶者及び父母となっております。

このほか、被害者の治療費や葬儀費を立て替えた人は、負担した金額について請求することができます。

(2) 賠償責任のある人

交通事故で他人に死傷などの損害を与えたとき、賠償責任のある人の範囲は次のとおりです。

ア 加害者(運転者)

過失により交通事故を起こした加害者(運転者)は、当然、賠償責任があります。

イ 雇用主

加害者が業務上第三者に損害を与えたとき、その雇用主は「使用者」として賠償責任を負います。

ウ 運行供用者

自動車を使用する権利をもち、その運行を支配し、利益を得ている人のことです。運行供用者は、たとえ直接に自分が起こした事故でなくとも、賠償責任を負わされます。雇用主は使用者責任と運行供用者責任の両方があるので、多くが賠償責任を負うこととなります。このほか、車の所有者はもちろん、借主も運行供用者です。

また、事情によっては、自動車の貸主や名義人などにも責任が及ぶこともあります。なお、自賠責保険(共済)の「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、運行供用者と概ね同じです。

エ 未成年者の親

(ア) 一般的に16歳以上の未成年者には、責任能力があるものとされ、賠償力がない場合でも、親は損害賠償責任をもたなくてよいことになっています。しかし、監護義務を十分果たしていないと認められる場合は、親に賠償を請求できるという判決が出た例もあります。

(イ) 子が親の車を運転して事故を起こした場合、親には運行供用者として賠償責任があります。

(ウ) 子が自分の車か第三者の車で事故を起こしたとき、その子が自分のしたことの責任を判断する能力のない未成年者である場合、親には賠償責任があります。

3 損害賠償の範囲と請求

交通事故の損害で、賠償請求のできるものはいろいろありますが、事故による損害であるからといって、必ずしも支払った一切の諸費用が、損害賠償請求の対象とはなりません。

損害賠償の対象として認められるかどうかは、それぞれの事故の具体的事情によってその範囲も違って来るわけですが、大体次のような点が考慮され判断されるのが実状です。

- その出費の必要性があったかどうか。
- その出費が身分上あるいは価格の点からみて、相当なものであったかどうか。
- その出費が交通事故の損害の一部として、一般的に納得され得るものかどうか。

一般的に損害といわれている主な項目は、次のようなものです。

(1) 死亡による損害

ア 葬儀費：被害者の生活程度を考慮し、社会通念上妥当な範囲で、通夜、祭壇、埋葬等の費用が該当します。

イ 慰謝料：精神的損害で、被害者本人の慰謝料と遺族の慰謝料があり、被害者本人の慰謝料は、相続人によって相続されます。

ウ 逸失利益(将来得られたはずの収入)：もし被害者が事故によって死亡することなく生きていれば、将来得られたはずの利益のことです。この将来得られたはずの収入は、次のような考え方に基づいて算定されます。

社会一般からみて、あと何年働けたか(就労可能年数)、その間の純収入(所得から生活費を差し引いたもの)は総額でどのくらいになるか、今、それを一時にもらったとすれば、就労可能年数だけの利息(年5%の法定利率)を差し引いていくらになるかということで、現在の時点での損害額を算出するものです。これは、年間の純収入に就労可能年数に応じたライブニッツ係数を乗じて計算します。

(2) 傷害による損害

ア 治療関係費：応急手当費、診察料、入院料等の治療費、看護料、通院交通費、諸雑費などです。

イ 休業損害：治療期間中欠勤のため給与が減額されたり、あるいは店を休業せざるを得なかったなどの理由で、当然あったはずの収入を失ってしまった場合に、その損害に対する補償です。

ウ 慰謝料：被害者本人の精神的、肉体的苦痛に対する補償です。

(3) 死亡に至るまでの傷害による損害

死亡にいたるまでの傷害については、上記(2)の傷害による損害の補償を受けることができます。

(4) 後遺障害による損害

後遺障害とは、傷害が治ゆし、又は症状は固定したが、障害の残る状態をいうものであり、身体の一部を失う、身体の機能を喪失する、あるいは身体の形状に損傷を残すなど、いずれかの場合を総称するもので、それによって従来どおり働けなくなった場合は、その損害(逸失利益)と、精神的、肉体的苦痛に対する慰謝料が賠償請求の対象となります。

(5) 自動車など物件の損害

自動車など物件の損害については、原則として、修理可能な場合はその修理費、修理不能な場合は事故当時のその物の価格相当額となります。算定方法は鑑定などにに基づきます。

なお、事故のため店舗等を休んだり、車が使えなくなったりすることによって、得られたはずの利益が減少した場合には休業損害が、自動車を借り上げたような場合には代替車借上料が請求の対象になります。

4 自賠責保険(共済)の請求

交通事故の保険には、法律により強制加入する「自賠責保険(共済)」(強制保険)と、自由意思で加入する「自動車保険(共済)」(任意保険)があります。

交通事故が起こった場合、第一の土台になるのが自賠責保険(共済)です。賠償問題は、まず自賠責保険(共済)から法律で定められた範囲内で、補償費が支払われ、不足分は任意保険、又は加害者自身によって支払われるのが通例です。

自賠責保険(共済)は任意保険と性格が異なり、被害者保護に重点がおかれているので、自動車事故による被害者すべてが補償の対象となり、被害者に重大な過失があった場合のほかは減額されません。

(1) 自賠責保険(共済)で補償される損害と補償されない損害

この保険は、自動車を運行(操作)中に、他人を死亡させたり、負傷させたりしたときのように、人身事故のみを対象としたもので、被害者の自動車や被服、建物等の物件の損害は補償されません。また、事故を起こした運転者あるいは保有者自身の損害については、自分の車についている自賠責保険(共済)の利用はできません。

(2) 自賠責保険(共済)の保険金

ア 死亡による損害	1人につき別表1のとおり
イ 傷害による損害	1人につき別表1のとおり
ウ 死亡に至るまでの傷害による損害	1人につき別表1のとおり
エ 後遺障害による損害	1人につき別表1のとおり

(3) 自賠責保険(共済)の請求のしかた

この保険は、法律の定めにより民間の損害保険会社(別表3参照)が取り扱っていますので、保険金(損害賠償額)の請求は、事故を起こした車が契約している保険会社に行います。

請求の際の必要書類と記載方法は、別表2から別表2(10)を参考にしてください。

ア 加害者請求(加害者が保険会社に請求するとき)

加害者が被害者に損害賠償金を支払った場合で、その領収書、その他必要書類を添えて、契約している保険会社に請求します。

イ 被害者請求(被害者が保険会社に直接請求するとき)

加害者に賠償の誠意がなかったり、又は支払能力がなくて賠償金が受けられない場合などには、被害者は加害者の契約している保険会社に直接請求できます。

ウ 仮渡金制度

被害者が死亡、又はけがをしたために、生活費や治療費に困ったような場合には、損害賠償額の前払いとして、保険会社に仮渡金を請求できます。

(注) 加害者は請求できません。

死亡の場合(1人につき) 290万円

傷害の場合(1人につき) けがの程度に応じて40万円、20万円、5万円の3段階

(4) 自賠責保険(共済)の保険金支払額等に異議がある場合

ア 異議申立

自賠責保険(共済)からの支払額等に対して異議がある場合には、保険会社に対して「異議申立の手続き」を行うことができます。

異議申立に際しては、書面に異議申立の趣旨などを記入の上、裏付ける新たな資料があれば添付します。用紙は保険会社窓口に用意してあります。

イ 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構への紛争処理申請

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構は、自賠責保険(共済)の保険金等の支払い、過失割合、後遺障害の等級認定等について、保険会社等との間に生じた紛争を解決するため国からの指定を受けた紛争処理機関です。公正中立で、専門的な知識を持っている弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が調停(紛争処理)を行います。調停(紛争処理)には費用がかかりません。

◎ (一般財団) 自賠責保険・共済紛争処理機構

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階

電話 03-5296-5031

5 請求権の時効

自賠責保険(共済)の加害者による保険金の請求権は、被害者に損害賠償金を支払ったときから3年(平成22年3月31日以前に発生した事故は2年)を経過すると時効によって消滅します。

また、被害者による自賠責保険(共済)の損害賠償金、仮渡金の請求権は、損害発生的事实及び加害者を知ったときから3年(平成22年3月31日以前に発生した事故は、2年)を経過すると時効によって消滅します。

任意保険の時効は、契約内容にもよりますが、原則として、示談などで損害賠償額が決まってから3年(平成22年3月31日以前に発生した事故は2年)です。

民法上における損害賠償請求権の時効は、被害者が損害及び加害者を知ったときから3年です。

6 過失相殺

交通事故は、加害者と被害者の双方に過失のある場合が少なくありません。過失が加害者だけでなく被害者にもある場合には、加害者と被害者との事故責任の分担を公平にするため、その過失割合に応じて損害賠償金を減額調整します。

7 損害賠償解決の3つの方法

交通事故による賠償問題を解決する方法には通常、示談、調停、訴訟という3つの方法があります。

(1) 示談

ア 示談とは

示談とは当事者間の話し合いによって損害賠償の責任があるかどうか、金額、支払方法等の取決めを行い、解決する方法です。

示談は当事者が話し合いをして相手が応じれば解決できるので、一般的に示談によって解決する例が多いようです。それだけに損害賠償の知識を十分に身につけ、注意して話し合うことが必要です。

イ 示談の相手

示談をする場合には、その相手を明確にしておかなければなりません。事故が完全に解決するまで誰が責任を持つかということです。賠償責任者は交通事故を起こした運転者、その使用者(雇用主)、または自動車の保有者ですが、これらの中から、もっとも支払能力のある人を交渉相手に選ぶべきで、例えばタクシーにはねられた場合、運転者ではなく直接その雇用主を示談の相手に選ぶのが妥当でしょう。

また、相手が代理人を立てて交渉してきたら、委任状などで代理権の有無を確かめ、もし示談屋であれば直ちに断るべきです。このことは、こちら側にも言えることで、示談交渉を委任するときは信用ある人をお願いし、示談屋などに任せたり、軽はずみに委任状や印鑑を渡してはいけません。

ウ 示談上の注意

(ア) 示談に当たっては、必要な知識を身につけ自信をもって交渉に当たるべきです。それには交通事故相談機関(別表8)をご利用ください。

(イ) 事故のため出費した経費は細大もらさず記帳し、できるだけ領収書をとっておき正確な

資料に基づいて交渉してください。

- (ウ) 話し合いにおける心構えとして、相手側の甘言や泣き落とし、脅しなどに乗らないようにしてください。また、こちら側も相手に誠意がないからといってすぐに感情的になると、肝心な話し合いによる解決ができなくなるおそれがあります。示談は、冷静に慎重な態度で進めてください。
- (エ) 交通事故は、被害者にも多少の過失がある場合が多いようです。このため、お互いに相手の過失を引き合いに出して、示談を有利にしようとし、もちろん相手側の言うなりになる必要はありませんが、自分の言い分だけを飽くまで押し通そうとすると無理が生じます。相手の立場、支払能力、過失の割合などを考え、十分に話し合い、譲り合う気持ちも必要です。

エ 示談の時期

示談は、円満に早く解決できれば、これにこしたことはありません。しかし、治療費や生活費等の出費がかさんできますと、つい示談を急ぎがちになります。

また、相手側も急がせてきます。特に、けがのときは、急いで示談をしてしまうと、その後になって治療が長引いたり、別の傷がでたり、後遺症がでたりすることがありますので、とりあえず治療費と、差し当たっての生活費の内払いを求め、最終的な示談は治癒した後、もしくは症状固定後にするのが望ましいことです。

オ 示談の効力

当事者が納得し、正当に成立した示談であれば、決定した損害賠償額の増額や訂正は特別な事情がない限り、することはできません。示談が成立すると損害賠償の法律関係が確定し、原則として、以後この問題について争うことができなくなります。

カ 示談書の作成

示談が成立したときは、後に争いを起こさないよう示談内容を口約束だけでなく書類(示談書)にし、お互いに取り交わすのが通常の方法です。示談書の様式は、一定したものではありませんが、一例としては別表2(10)のとおりです。なお、将来後遺障害の心配があるような場合は、「後日後遺障害が発生した場合には、改めて賠償条件につき協議する。」といった文言を示談書に付け加えておくのがよいでしょう。

キ 示談内容の履行

損害賠償金は、示談を取り交わすときに全額受け取ることがもっとも望ましいのですが、やむを得ず分割払いや後払いを認めた場合、後日支払わない例もよくあります。このような場合、

示談内容を確実に守らせるために資力のある人を連帯保証人しておくといでしょう。また、今後もめごとが起きるような心配があるときは、示談内容を簡易裁判所(別表4の(2))で即決和解調書にしておいたり、公証役場(別表5)で公正証書にしておけば、相手が約束を守らなかった場合、強制執行(相手の財産の差押え等)することもできます。

(2) 調停

ア 調停とは

当事者間の言い分が開きがあって示談が成立しない場合、成立しても相手が約束を守らない場合、又は相手が示談に応じない場合など当事者間で話合いがつかないときは、簡易裁判所(別表4の(2))に調停を申し立てることができます。

調停とは、裁判官と有識者等から選任された調停委員とで構成される調停委員会のあつせんのもとに話し合い、実状に即した妥当な解決を図る制度です。

調停は、裁判と違って申立ての手続きは簡単で費用も安く、しかも公正な第三者を交えて弾力的な話合いが行われます。また、双方の話合いがつけばその場で解決できるので多くの人が利用し、そのほとんどが妥当な線で解決しているようです。ただ当事者の一方があくまで主張を譲らなければ不調に終わることがあります。

なお、正当な理由がないのに裁判所に出頭しない場合には、法律に基づき制裁が加えられる場合があります。

イ 調停の効果

調停が成立すれば、その内容が調停条項として調書に記載され、裁判の判決と同じ強い効力を持ちます。もし相手が調停条項を守らないときは、この調書に基づいて強制執行の手続きをとることができます。

ウ 申立ての手続

調停は通常、相手方の住所、営業所、事務所の所在地を管轄する簡易裁判所(別表4の(2))、又は当事者が合意で決めた簡易裁判所に申立てをすることになりますが、交通事故により被害を受け死傷した場合は、損害賠償を請求する人の住所、居所の所在地を管轄する簡易裁判所に申し立てることができます。

調停申立ての場合、調停申立書を作成し提出することになりますが、このほか診断書、交通事故証明書等必要な書類を提出する場合があります。詳しくは簡易裁判所(別表4の(2))の調停係にお尋ねください。

エ 調停の費用

調停の申立てには、手数料のほか、調停申立書の副本を送ったり、関係人を呼び出すのに必要な郵便切手を納めることになります。手数料の額は、調停を求める事項の価格によって、次のとおり違ってきます。

なお、請求する金額が決まらない場合には、相当額として、160万円の請求があったとみなし、6,500円の手数料がかかります。なお、相当額が140万円以下であることが明らかな場合は、簡易裁判所にお尋ねください。

請求する金額	手数料(印紙代)
100万円まで	10万円までごとに 500円
100万円を超え500万円まで	20万円までごとに 500円
500万円を超え1,000万円まで	50万円までごとに 1,000円
1,000万円を超える金額	100万円までごとに 1,200円

例えば	50万円では	2,500円
	100万円では	5,000円
	300万円では	10,000円
	500万円では	15,000円

このほか郵便料として郵便切手等を納めます。

(3) 訴訟

ア 訴訟とは

示談や調停で、どうしても解決できない場合、最後の解決方法として裁判所に訴えを起こし裁判により解決する方法です。

一般に裁判になると費用や日数がかかるという心配がありますが、交通事故の裁判は、迅速に審理が進められているようです。また、損害賠償の話し合いがつかず、その日の生活費、治療費に困るような場合は、訴訟を起こす前でも起こしてからでも裁判所に所定の資料を添えて仮処分を申請し、差し当たっての支払いを命じてもらうことができます。このほか判決があっても相手が控訴して支払いを引き延ばそうとする場合、強制執行によって賠償金を早く取り立てられるよう判決文に仮執行宣言をつけてもらうこともできます。

裁判所(別表4の(1))に訴訟を起こすときは、弁護士、又は弁護士会((財)日弁連交通事故相談センター)(別表4の(3),4の(4))で相談してください。

イ 訴訟の提起

交通事故の損害賠償の請求の訴えは、訴える者(損害賠償請求者)の住所、又は相手方(損害賠償義務者)の住所等、あるいは事故発生地を管轄する裁判所のいずれでもできます。ただ、損害賠償請求額が140万円までは簡易裁判所、140万円を超えるときは地方裁判所になります。

ウ 訴訟の費用

訴訟には、いろいろと費用がかかりますが、主なものは訴状に貼る印紙代、訴状の副本を送る郵便料などです。

訴状に貼る印紙代は、請求する金額によって違いますが、次のとおりです。

加害者に請求する金額	手数料(印紙代)
100万円まで	10万円までごとに 1,000円
100万円を超え500万円まで	20万円までごとに 1,000円
500万円を超え1,000万円まで	50万円までごとに 2,000円
1,000万円を超え10億円まで	100万円までごとに 3,000円

例えば 100万円では 10,000円

200万円では 15,000円

500万円では 30,000円

1,000万円では 50,000円

このほか郵便料として郵便切手等を納めます。

エ 弁護士費用

訴訟になると法律的な専門知識が必要ですので、通常弁護士に依頼することになります。

弁護士費用には着手金と報酬金があります。詳細は弁護士会(別表4の(3))に照会してください。

オ 民事法律扶助制度

裁判をしたいが、訴訟費用や弁護士等の費用がないので、できないという人のために、その費用を一時立て替えてくれるのが日本司法支援センター(通称・法テラス)(別表4の(4))です。

この法律扶助制度を利用するためには、①収入や資産が少なく経済的に余裕のないこと②勝訴の見込みがないとはいえない事案であること等の条件を満たすことが必要になります。無料法律相談を受けた後、審査により援助開始決定がされると、法テラスが訴訟費用などを立て替えてくれる制度です。

(4) 少額訴訟

ア 少額訴訟手続とは

民事訴訟のうち、少額の金銭の支払をめぐるトラブルを速やかに解決するための手続です。少額訴訟の提起は、簡易裁判所に行います。

裁判所には定型訴状用紙や定型答弁書用紙を備え付けていますので、それらをご利用ください。

イ 少額訴訟の特徴

- (ア) 60万円以下の金銭の支払をめぐるトラブルに限り利用できる手続です。
- (イ) 何度も裁判所に足を運ぶことなく、原則として1回の期日で双方の言い分を聞いたり証拠を調べたりして、直ちに判決を言い渡します。
- (ウ) 証拠書類や証人は、審理の日にその場ですぐに調べることができるものに限られます。
- (エ) 裁判所は、訴えを起こした人の請求を認める場合でも、分割払、支払猶予、遅延損害金免除の判決を言い渡すことができます。
- (オ) 少額訴訟判決に対して不服がある場合には、判決をした裁判所に不服(異議)を申し立てることができます。

※ 簡易裁判所の所在地等は、別表4の(2)を参照してください。

※ 少額訴訟にかかる費用は、通常の訴訟の場合と同じです。(11ページ「ウ 訴訟の費用」参照)

※ 訴状の記載方法は、別表2(8)のとおりですので、参考にしてください。

8 ひき逃げや無保険の場合の補償及び時効について

ひき逃げで、加害者が不明の場合、又は保険契約をしていない、いわゆる無保険車による交通事故の場合、被害者の救済については、法律の定めにより政府が保障しています。この場合は、次のことに留意してください。

(1) 治療関係

ひき逃げ等の事故の場合は、労災保険、健康保険、国民健康保険等を利用できる場合は、これを先に利用してください。

(2) 請求先

日本国内にある損害保険会社のいずれでも請求を受け付けますので、請求に必要な書類（自動車損害賠償保障事業への損害のてん補請求書、委任状、交通事故証明書、事故発生状況報告書、診断書、診療報酬明細書、印鑑証明書、〔死亡の場合は死亡診断書、又は検案書〕）を添付して、請求してください。

(3) 時効

政府に対する請求は、事故発生の翌日から起算して3年（平成22年3月31日以前に発生した事故は2年）で時効となって請求ができなくなります。

なお、政府保障には時効の中断がありません。治療中等で時効になる場合は、事前に最寄りの損害保険会社に相談をしてください。

9 社会保険との関係

交通事故でも第三者行為による災害届等を出して労災保険、健康保険、国民健康保険、高齢者医療、介護保険など社会保険等から給付を受けることができます。ただし、社会保険等の給付を受けたときは、その給付された金額が全体の損害賠償額から差し引かれることとなります。

これらの保険等で給付された金額は、後で健康保険組合等から自賠責保険(共済)、又は加害者等に請求されます。労災保険については労働基準監督署(別表6)へ、協会けんぽ(旧政府管掌保険)については次のところにご相談ください。

◎全国健康保険協会 神奈川支部(協会けんぽ)

(政府管掌健康保険は平成20年10月よりこちらに移管されました。)

〒240-8515

横浜市保土ヶ谷区神戸町134

横浜ビジネスパークイーストタワー2階

交通事故、第三者行為によるケガ等の申請・相談は、

電話 045-339-5544(直通)

その他の健康保険組合管掌保険は、それぞれの健康保険組合へ、国民健康保険、高齢者医療、介護保険は、各市(区)役所、町村役場等にご相談ください。

治療費が自賠責保険(共済)の保険金額を超える見込みのとき、また治療費で保険金額を使い果たしたときは、健康保険などを利用する例が多いようです。

10 福祉、援護関係

(1) 交通事故により生活費や治療費に困った場合

市の福祉事務所(町村にお住まいの方は県の保健福祉事務所(別表7)にご相談ください。

(2) 独立行政法人自動車事故対策機構の交通被害者への支援事業

交通遺児等への貸付け、重度後遺障害者介護料の支給など交通被害者への支援事業を行っています。

ただし、いろいろな条件がありますので、直接次のところにご相談ください。

◎独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所

〒222-0033

横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階

電話 045-471-7401

また、緊急時には、「NASVA(ナスバ)交通事故被害者ホットライン」にお尋ねください。

電話 0570-000738

11 犯罪被害者等(交通事故被害者を含む)への支援

県・県警察・民間支援団体(特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター)が一体となり、犯罪被害者等への支援を総合的、かつ、きめ細かく提供するために開設した「かながわ犯罪被害者サポートステーション」では、犯罪被害者等の相談に応じ、情報提供を行うとともに、カウンセリングや法律相談などの支援を提供します。

なお、具体的な支援内容等については、直接次のところにお問い合わせください。

◎かながわ犯罪被害者サポートステーション

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階

相談電話 045-311-4727

月曜日から土曜日、9時から17時(日曜、祝日、年末年始を除く)

12 交通事故証明書の申請手続

交通事故証明書は、自動車安全運転センター(以下「センター」という。)で交付しています。センターの窓口で直接、又は郵便振替で申請します。郵便振替で申請する場合は、最寄りの警察署、交番(駐在所)にある郵便振替用の交通事故証明書申請用紙に必要事項を記入(記載方法は別表2(2)を参照)し、手数料540円を添えて最寄りの郵便局に申込みますと、通常の場合、申請日からおおむね14日でセンターから交通事故証明書が郵送されます。また、インターネットで本人による個人申請ができます。

詳しくは、ホームページ(<http://www.jsdc.or.jp/>)でご確認ください。

◎自動車安全運転センター神奈川県事務所

〒241-0815

横浜市旭区中尾2-3-1 神奈川県警察運転免許試験場内

電話 045-364-7000

13 事故車両の査定

交通事故により車両が損傷し、保険会社に評価損額を請求するような場合、公正な第三者機関である(財)日本自動車査定協会の発行する、事故減価額証明書、又は外板価値減価額証明書が必要となります。

このようなときは、直接次のところにご相談ください。

◎(一財)日本自動車査定協会神奈川県支所

〒224-0053

横浜市都筑区池辺町3663

電話 045-933-6011

14 示談あっせん機関

交通事故による賠償問題解決のため、次の機関で示談あっせんなどを行っています。

◎(公財)交通事故紛争処理センター東京本部

〒163-0925

東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリスビル25階

電話 03-3346-1756

※相談する場合は、あらかじめ電話予約してください。

(予約受付時間 9:00~17:00)

◎(公財)交通事故紛争処理センターさいたま相談室

〒330-0843

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-75-1
太陽生命大宮吉敷町ビル2階

電話 048-650-5271

※相談する場合は、あらかじめ電話予約してください。

(予約受付時間 9:00~17:00)

◎(公財)日弁連交通事故相談センター本部

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内

電話 03-3581-4724

◎(公財)日弁連交通事故相談センター霞ヶ関相談所

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内

面接相談受付時間：9:30~15:00 ※定員になり次第締切

電話 03-3581-1782

電話相談受付時間：10:00~15:30

電話 0570-078325

◎(公財)日弁連交通事故相談センター神奈川県支部

〒231-0021

横浜市中区日本大通9 横浜弁護士会館内

電話 045-211-7700

(予約受付時間9:30~17:00)

別表1

自賠償保険金(限度額)と補償内容

限度額	支払の対象となる損害		支払基準	
死亡による損害 被害者1人につき最高3,000万円まで ※死亡にいたるまでの傷害の損害は、「傷害による損害」の規定が適用されます。	葬儀費	通夜、祭壇、火葬、墓石などの費用(墓地、香典返しなどは除く)	60万円が支払われ、立証資料等によって、これを明らかに超えるなら、100万円までで妥当な額が支払われます。	
	逸失利益	被害者が死亡しなければ将来得たであろう収入から、本人の生活費を控除したもの	収入および就労可能期間、そして被扶養者の有無などを考慮のうえ算出します。	
	慰謝料	被害者本人の慰謝料		350万円が支払われます。
遺族の慰謝料は、遺族慰謝料請求権者(被害者の父母、配偶者及び子)の人数により異なります。			請求者1名で550万円、2名で650万円、3名以上で750万円が支払われ、被害者に被扶養者がいるときは、さらに200万円が加算されます。	
傷害による損害 被害者1名につき120万円	治療関係費	治療費	診察料や手術料、または投薬料や処置料、入院料等の費用など	治療に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
		看護料	原則として12歳以下の子供への近親者等の付き添いや医師が看護の必要性を認めた場合の入院中の看護料や自宅看護料・通院看護料	入院1日4,100円、自宅看護か通院1日2,050円。これ以上の収入減の立証で近親者19,000円、それ以外は地域の家政婦料金を限度に実額が支払われます。
		諸雑費	入院中に要した雑費	原則として、1日1,100円が支払われます。
		通院交通費	通院に要した交通費	通院に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
		義肢等の費用	義肢や義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖などの費用	必要かつ妥当な実費が支払われます。眼鏡の費用は50,000円が限度
		診断書等の費用	診断書や診療報酬明細書などの発行手数料	発行に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
		文書料	交通事故証明書や印鑑証明書、住民票などの発行手数料	発行に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
	休業損害	事故の傷害で発生した収入の減少(有給休暇の使用、家事従事者を含む)	原則として1日5,700円が支払われ、これ以上の収入減の立証で19,000円を限度として、その実額が支払われます。	
	慰謝料	交通事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償	1日4,200円が支払われます。 対象日数は被害者の傷害の状態、実治療日数などを勘案して治療期間内で決められます。	
	後遺障害による損害 被害者1人につき後遺障害等級表による金額の範囲	逸失利益	身体に残した障害による労働能力の減少で、将来発生するであろう収入減	収入及び障害の各等級(第1～14級)に応じた労働能力喪失率で、喪失期間などによって算出します。
慰謝料等		交通事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償	後遺障害等級により 32万(14級)～1,600万円(1級) その他初期費用加算や被扶養者がいる場合の増額があります。	

別表2

自賠償保険請求に必要な提出書類

加害者請求 の場合		提出書類	取付け先	被害者請求 の場合			
死亡	傷害			死亡		傷害	
保 險 金				損害賠償額	仮 渡 金	損害賠償額	仮 渡 金
		イ. 仮渡金請求の際に提出していただいた書類は、損害賠償額請求の場合には再提出していただく必要はありません。 ロ. 太字 の用紙は、保険会社に備えつけてあります。					
◎	◎	保 險 金 1. 損害賠償額 支払請求書 仮 渡 金		◎	◎	◎	◎
◎	◎	2. 交通事故証明書	自動車安全運転センター	◎	◎	◎	◎
◎	◎	3. 事故発生状況報告書	加害者本人、被害者本人等事故状況に詳しい人	◎	◎	◎	◎
◎	◎	4. 医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）	診断書は、治療を受けた医師または病院	◎	◎	◎	◎
◎	◎	5. 診療報酬明細書	治療を受けた医師または病院	◎		◎	
○	○	6. 休業損害、看護料、通院費等の立証書類 休業損害の証明は、 (1) 給与所得者…事業主の休業損害証明書（源泉徴収票添付） (2) 自由業者、自営業者、農林漁業者 納税証明書、課税証明書（所得額の記載されたもの） または確定申告書等	休業損害証明書は事業主 納税証明書、課税証明書等は、 税務署または市区町村	○		○	
◎	◎	7. 被害者の領収証等加害者の支払を証する書類および示談書 (示談成立の場合のみご提出ください。)					
○	○	8. 保険金等の受領者が請求者本人であることの証明 (印鑑証明) 被害者が未成年者でその親権者が請求の場合は、上記のほか、当該未成年者の住民票または戸籍抄本が必要です。	住民票は住民登録をしている市区町村、戸籍抄本は本籍のある市区町村	○	○	○	○
○	○	9. 委任状および（委任者の）印鑑証明 被害者または加害者が第三者に委任し請求する場合、また死亡事故で請求権者が数名ある場合は、原則として1名を代理人とし、他の請求権者全員の委任状および印鑑証明が必要です。	印鑑登録をしている（住民登録をしている）市区町村	○	○	○	○
◎		10. 省略のない戸籍謄本	本籍のある市区町村	◎	◎		
○	○	11. レントゲン写真等	治療を受けた医師または病院	○		○	

(注) ◎印は必ず提出する書類です。○印は事故の内容によって提出する書類です。

別表2(1)

自動車損害賠償責任保険支払請求書

(1)

(記載例)

自動車損害賠償責任保険

支払請求書兼支払指図書

- 1. 保険金 (加害者請求)
- 2. 損害賠償額 (被害者請求)
- 3. 英 () 国内私金
- 4. 返戻金

(該当番号を○印で囲んでください。)

保険会社 交付印	
-------------	--

〇〇〇〇保険会社 御中

平成〇〇年〇〇月〇〇日

貴社に対し、下記事故に係る(保険金、損害賠償額)を関係書類を添付のうえ請求します。

ついては(保険金、損害賠償額)は下記支払指図のとおりお支払いください。

なお、銀行口座等指定をもって受領したものとします。

請求者	〒03172-0001 横浜市中央区日本大通 1	
フリガナ	カネガハ タロウ	
氏名	神奈川太郎	① 郵便番号の印
連絡先(勤め先等)	(株)日本観光	(TEL) 201-9999
被害者との関係	本人 親族(続柄)・委任者・加害者側・その他()	

自賠責保険 証明番号	11. 234567	事故年月日	〇年△月×日		
保険契約者	フリガナ	川崎 三郎	住所	〒03172-0001 川崎市川崎区日進町25-1	
	氏名	川崎 三郎		フリガナ	カサハタ ナオキ
加害者	連絡先	電話 044(233)17351	氏名	川崎商事株式会社	
	フリガナ	ヨシダ ヒロシ		連絡先	電話 044(233)17351
運転者	連絡先	電話 044(233)2351	年齢	34才	
	性別	男	性別	男	
被害者	保有者との関係	本人・従業員・親族()・()	フリガナ	カネガハ タロウ	
	氏名	神奈川太郎		連絡先	電話 045(210)1111
請求者		フリガナ	カサハタ ナオキ	氏名	神奈川太郎
		連絡先	電話 045(210)1111	フリガナ	カサハタ ナオキ
		氏名	神奈川太郎	連絡先	電話 045(210)1111
		フリガナ	カサハタ ナオキ	氏名	神奈川太郎
		連絡先	電話 045(210)1111	フリガナ	カサハタ ナオキ
		氏名	神奈川太郎	連絡先	電話 045(210)1111
		フリガナ	カサハタ ナオキ	氏名	神奈川太郎
		連絡先	電話 045(210)1111	フリガナ	カサハタ ナオキ
		氏名	神奈川太郎	連絡先	電話 045(210)1111

(注)「連絡先」は、昼間連絡のとれる電話番号をご記入ください。

支払指図	受取人(請求者と同じ場合は記入不要です。)	指定金融機関・預金口座	備 考
	〒0000-0000	横浜 銀行 信用金庫 県庁 支店	(全額・治療費・その他)
	住所	普通(総合)・当座・貯蓄 口座No. 739911	
	口座名義	カサハタ ナオキ	
	氏名	(カタカナ)で記入	
	〒0000-0000	銀行 信用金庫 支店	(全額・治療費・その他)
	住所	普通(総合)・当座・貯蓄 口座No.	
	口座名義		
	氏名	(カタカナ)で記入	
	〒0000-0000	銀行 信用金庫 支店	(全額・治療費・その他)
	住所	普通(総合)・当座・貯蓄 口座No.	
	口座名義		
	氏名	(カタカナ)で記入	

(自賠責3号様式)

別表2(2)

交通事故証明書申請用紙

交通事故証明書申請用紙
(郵便振替用)

〒241-0815 横浜市旭区中尾二丁目3番1号
(神奈川県警察運転免許試験場内)
自動車安全運転センター神奈川県事務所
☎045(364)7000

(表)

- 証明書をご希望の方は、下記「交通事故証明書交付申請書兼払込取扱票」を切り取り、記載例に従い「住所、氏名等」を明確に記入し、「郵便振替払込料金」を添えて、郵便局の窓口へ振込んでください。
- また、2通以上希望する方は申請数を記入し、「540円×申請数=合計金額 〇〇〇円」を記入して下さい。
- * 事故の種別は、該当する方を○で囲む
- * 発生場所は、できるだけ詳しく…
道路区分は、該当する方を○で囲む
- * 事故に遭われた方の氏名は、必ずフリガナを
- * 申請者との続柄の例(本人、父、母、妻、子、雇主等)
- 神奈川県以外で発生した交通事故でも、この申請書で申し込むことができます。
- 申請者欄は、証明書にこのまま転写し宛先として郵送しますので、枠内にハッキリ書いてないと配達できない場合があります。
- 証明書の送付先が申請者住所と異なる場合は、送付先の郵便番号・住所・氏名等を記入してください。
- 警察へ届け出ていない事故、又 人身は5年、物件は3年経過したものは原則として発行できません。

記載例

00 横浜		払込取扱票	
口座記号番号		金額	
00200-4-52670		540	
自動車安全運転センター 神奈川県事務所		料金	備考
加入者名	自動車安全運転センター 神奈川県事務所		
事故種別	発生日	取扱	警察署(隊)
人身・物件	平 7 月 12 日	伊勢木	
発生場所	神奈川県横浜市旭区中尾二丁目3番地		
当事者のフリガナ	申請者側 神奈川 次郎 相手側 横永 花子		
氏名	申請者 神奈川 次郎 住所 横浜市旭区中尾二丁目3番地1号		
申請者との続柄	本人 電話 045(364)7000		
住所	〒241-0815 横浜市旭区中尾二丁目3番地1号		
氏名	神奈川 次郎 様		

2通の場合は
金額 ~~540~~円を1,080円と訂正し、申請数を2と記入

(きりとり線)

00 横浜		払込取扱票	
口座記号番号		金額	
00200-4-52670		540	
自動車安全運転センター 神奈川県事務所		料金	備考
加入者名	自動車安全運転センター 神奈川県事務所		
事故種別	人身・物件	発生日	取扱
人身・物件		平 年 月 日	警察署(隊)
発生場所	都道府県 区市郡 町村		
当事者のフリガナ	申請者側 相手側		
氏名	申請者 氏名 住所 氏名		
申請者との続柄	住所 氏名		

振替払込請求書兼受領証	
口座記号番号	金額
00200-4-52670	540
加入者名	自動車安全運転センター 神奈川県事務所
金額	540
ご依頼人	様
料金	日附印
備考	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

交通事故発生状況報告書

(注)

- ① () の事項は、おおよその数値を記載または該当するものを○印で囲んでください。
- ② 甲欄には、甲車の運転者氏名を記入してください。
- ③ 乙欄には、自賠責保保健請求書に記載の“負傷または死亡された方の氏名”を記入してください。

甲	氏名 横浜 次郎	乙	氏名 神奈川 太郎	運転 四者(甲車、甲車以外の車) 歩行 その他()
道 状	甲車 30 km/h (制限速度 40 km/h)	甲車以外の車	km/h (制限速度 km/h)	
道路状況	見通し (良)・(悪)	道路幅	甲車側(12 m)	甲車以外の車側(6.5 m)
信号または標識	信号 (有)・(無)	一時停止標識 (有)・(無)	その他標識 ()	
事故発生状況を図示してください。	事故発生状況略図 (道路幅をmで記入してください。)			
上記欄の説明を	被害者(神奈川太郎)が信号に従い横断歩道上を横断中、北から左折し東進しようとした加害者(横浜次郎)が衝突した。			

別紙交通事故証明書に補足して、上記のとおり報告いたします。

平成〇年△月×日

報告者 甲との関係() 氏名 神奈川 太郎 (印)

乙との関係(本人)

(自賠責7号様式)

別表2(4)

休業損害証明書

前年度分源泉徴収票をここに貼ってください。

(源泉徴収を実施している事業所は、前年度の源泉徴収票を添付してください。
源泉徴収票が用意できない場合は、資金台帳写し・雇用契約書・所得証明書等をご提出ください。)

休業損害証明書

(下記の必要箇所記入または該当箇所に○印を付してください。)

給与所得者(パート・アルバイト含む)

職種 役職	氏名	採用日	平成 昭和	年	月	日
----------	----	-----	----------	---	---	---

1. 上記の者は、自動車事故により、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間仕事を休んだ(遅刻・早退した日を含む)。

2. 上記期間の内訳は、
欠勤 日 年次有給休暇(注) 日 遅刻 回 早退 回
(注) 労働基準法第39条に定める用途を限定しない年次有給休暇であって、必要に応じて自由な時期に取得できる休暇

3. 上記について休んだ日は下表のとおり

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

(注) 休んだ日(年次有給休暇を含みます。)には○印を記入し、勤務先の所定の休日には×印を記入してください。

4. 上記休んだ期間の給与は、

ア. 全額支給した。 イ. 全額支給しなかった。
ウ. 一部 支給 減給 した。その額は、 円
内訳 { 本給は 月 日から 月 日分まで 円
付加給は 月 日から 月 日分まで 円

〈計算根拠(式)記入欄〉

(注) 支給または減給に○印を付し、その額および計算根拠(式)を記入してください。

5. 事故前3か月間に支給した月例給与(賞与は除く。)は下表のとおり

年 月分	稼働日数	支給金額		社会保険料	所得税	差引支給額
		本給	付加給			
年 月分						
年 月分						
年 月分						
計						

(注) ① 給与所得者の場合、給与の毎月の締切日: 日

② パート・アルバイトの場合

所定勤務時間: 時 分 ~ 時 分 (一日実働 時間 分)、
給与計算基礎: 月給、日給 円、時給 円

6. 社会保険(労災保険、健康保険等で、公務員共済組合を含む。)から 傷病手当金・休業補償費 の給付を
ア. 受けた(名称および電話番号は下表のとおり) イ. 手続中 ウ. 受けない

名称	電話	()
----	----	-----

上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日
所在地 電話 ()
商号または名称 担当者名
代表者氏名 ① 担当者連絡先 ()

(自賠調10号様式) 12.1. <L1010>

別表2(5)

自動車損害賠償責任保険
診療報酬明細書

診療 点数	報酬 額	甲	乙
----------	---------	---	---

この診療報酬明細書は自動車損害賠償責任保険の処理上必要といたしますので、この用紙を使用し診療内容を詳細にご記入願います。

被保険者証の記号・番号				保険者名											
氏名	才	男女	才	診療の種類	健保関係	労災	自由診療	その他	傷病起因	業務上	通勤途上	その他			
傷病名							転帰	治ゆ	継続	転医	中止	死亡			
診療期間	自平成	年	月	日	診療実日数	日	入院日	日	往診日	日	通院日	日			
診療内容				点数	金額		診療内容				点数	金額			
①診療料	初診	時間外・休日・深夜	回数	千	円	②入院料	入院年月日	年月日	日間	有	無	その他	特別加算	室料差額	人部屋
	再診	回数	③診療所				食事	日間							
②投薬料	内服	日分	回数	千	円	④その他	付添貼料 付添製具料								
③注射料	外用	回数	回数				小計								
④処置料	調剤	回	回	小計											
⑤手術料	調剤技術基本	回	回	小計											
⑥検査料	(種別、品名、規格、用量等)	回	回	小計											
⑦レントゲン料	(処置名・理学療法)	回	回	小計											
合計				合計		患者負担額									
						患者負担%									
						一部負担金									
						初診の入院									
						給付対象外									
						計									

上記金額を 貴社に請求から受領 済であることを証明いたします。
(請求または受領の何れかを捺印し消印して下さい)

平成 年 月 日

所在地
名称
医師名

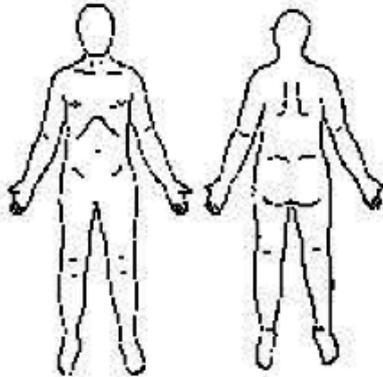
※欄は該当する事項を○で囲むこと。

(電話番号)



別表2(6)

自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書

氏名			男・女	◆記入にあたってのお願い 1. この用紙は、自動車損害賠償責任保険における後遺障害認定のためのものです。交通事故に起因した精神・身体障害とその程度について、できるだけ詳しく記入してください。 2. 歯牙傷害については、歯科後遺障害診断書を使用してください。 3. 後遺障害の等級は記入しないでください。				
生年月日	明・大昭・平	年	月	日	(歳)		
住所				職業				
受傷日時	年			月	日	症状固定日	年 月 日	
当院入院期間	自	至	年	月	日	()日間	当院通院期間	
	自	至	年	月	日	()日間	実治療日数	
傷病名							既存障害	今回事故以前の精神・身体障害：有・無 (部位・症状・程度)
自覚症状								
各部位の後遺障害の内容 (各部位の障害について、該当項目や有・無に○印をつけ①の欄を用いて検査値等を記入してください。)								
① 他覚症状および神経の障害	<p>知覚・反射・筋力・筋萎縮など神経学的所見や知能テスト・心理テストなど精神機能検査の結果も記入してください。X-P・CT・EEGなどについても具体的に記入してください。 眼・耳・四肢に機能障害がある場合もこの欄を利用して、原因となる他覚的所見を記入してください。</p> <div style="text-align: right;">  </div>							
② 胸部・腹部臓器・生殖器の障害	<p>各臓器の機能低下の程度と具体的症状を記入してください。 生化学検査・血液学的検査などの成績はこの欄に簡記するか検査表を添付してください。</p>							
③ 眼球・眼瞼の障害	視力		調節機能		視野		眼瞼の障害	
	裸眼	矯正	近点距離	遠点距離	調節力	イ. 半盲(1/4半盲を含む) ロ. 視野狭窄 ハ. 暗点 ニ. 視野欠損 (視野表を添付してください)		
	右		cm	cm	()D		イ. まぶたの欠損 ロ. まつげはげ ハ. 開瞼・閉瞼障害	
	左		cm	cm	()D			
眼球運動	注視野障害 (全方向 1/2 以上の障害)		右	複視	イ. 正面視 ロ. 左右上下視	(図示してください)		
眼症状の原因となる前眼部・中間透光体・眼底などの他覚的所見を①の欄に記入してください。								

④ 聴力と耳介の障害	オーディオグラムを添付してください				耳介の欠損		⑤ 鼻の障害		⑦ 醜状障害(採皮痕を含む)					
	イ. 感音性難聴(右・左)		聴力表示		イ. 耳介の1/2以上 ロ. 耳介の1/2未満 (右⑦欄に図示してください)		イ. 鼻軟骨部の欠損(右⑦欄に図示してください) ロ. 鼻呼吸困難 ハ. 嗅覚脱失 ニ. 嗅覚減退		1. 外ばう イ. 顔部 2. 上肢 ロ. 顔面部 3. 下肢 ハ. 頸部 4. その他					
	ロ. 伝音性難聴(右・左)		イ. 聴力レベル											
	ハ. 混合性難聴(右・左)		ロ. 聴力損失		耳鳴 [聴力レベル30dB以上の難聴を伴う耳鳴を対象とします] 右・左		⑥ そしゃく・言語の障害 原因と程度(摂食可能な食物、発音不能な語音などを左面①欄に記入してください。)		(図示してください)					
	検査日	6分平均		最高明瞭度										
第1回	年 月 日	右	dB	dB									%	
第2回	年 月 日	左	dB	dB	%									
第3回	年 月 日	右	dB	dB	%									
第4回	年 月 日	左	dB	dB	%									
⑧ 脊柱の障害	圧迫骨折・脱臼(椎弓切除・固定術を含む)の部位				イ. 頸椎部		ロ. 胸腰椎部		荷重機能障害		⑨ 体幹骨の変形			
	運動障害				前屈 度	後屈 度	右屈 度	左屈 度	右回旋 度	左回旋 度	常時コルセット装用の必要性 有・無	イ. 頷骨 ニ. 肩甲骨 ロ. 胸骨 ホ. 骨盤骨 ハ. 肋骨 (標体になってわかる程度) X-Pを添付してください。		
⑩ 上肢・下肢および手指・足指の障害	短縮		右下肢長	cm	(部位と原因)				長管骨の変形		イ. 仮関節 ロ. 変形癒合 (部位)			
	縮		左下肢長	cm							X-Pを添付してください。			
	欠損 (離断部位を図示)	上肢		下肢		手		指		足		指		
		(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	
	関節機能障害 (日整会方式により自動他動および)	関節名	運動の種類		他動		自動		関節名	運動の種類		他動		自動
				右	左	右	左				右	左	右	左
				度	度	度	度				度	度	度	度
障害内容の増悪・緩解の見通しなどについて記入してください														
上記のとおり診断いたします。														
										所在地				
										名称				
診断日 平成 年 月 日				診療科										
診断書発行日 平成 年 月 日				医師氏名				印						

自賠調 18号様式 1999. 3. (L1013)PC

別表2(7)

調 停 申 立 書

調停事項の価額	円	印紙欄 (割印はしないでください)	交通・民事一般
ちょう用印紙	円		受 付 印
子納郵便切手	円		
(交通) 調 停 申 立 書 簡易裁判所 御中			
作成年月日	平成 ○ 年 △ 月 × 日		
申立人	(〒 231 - 8588) (☎ 045 - 210 - 1111) 住所・氏名 (氏名の横に押印してください) 横浜市中区日本大通 / 神奈川 太郎		
申立人	(〒 -) (☎ -) 住所・氏名 (氏名の横に押印してください)		
相手方	(〒 231 - 0023) (☎ -) 住所・氏名 横浜市中区山下町32 横浜 次郎		
相手方	(〒 -) (☎ -) 住所・氏名		
申立ての趣旨	(該当する数字を○印で囲んでください) 相手方 は申立人 に対し、 ① 金1,203,500円の支払を求める。 2 相当額の支払を求める。 との調停を求める。		

(交 通)

紛争の要点							
交 通 事 故 の 内 容 損 害 額	発 生 年 月 日	平成〇年△月×日午後(前)〇時△分					
	発 生 場 所	神奈川県横浜市鶴屋町2丁目24 先道路 神奈川都道 神奈川郡 村 神奈川区 (道路名)					
	加害車の種類	(該当する数字を○印で囲んでください。 ① 自動車 2 原動機付自転車 3 その他					
	加害車運転者氏名	氏名	横浜次郎				
	加害車運転者と相手方との関係	関係	本人				
	被害者の氏名・年齢・職業	氏名	神奈川太郎	28	歳	氏名	
		職業	会社員		職業		
	被害者と申立人との関係	関係	本人		関係		
	被害の程度	(該当する数字を○印で囲んでください。 1 死亡 ② 負傷 3 物損					
	後 遺 症	(該当する数字を○印で囲んでください。 1 有 ② 無 3 不明					
損 害 額	治 療 費	405,500 円		修 理 費			
	休 業 損 害	368,000 円					
	慰 謝 料	430,000 円					
		円			円		
	合 計	金1,203,500 円 (内金				円支払済み)	
添 付 書 類	交通事故証明書 / 通 診断書写し 2 通						

少額訴訟

裁判所用

訴 状

事件名 損害賠償（交通事故による物損）請求事件

少額訴訟による審理及び裁判を求めます。本年、この裁判所において少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは 回目です。

簡易裁判所 御 中

平成 年 月 日

原告 告 (申立人)	〒 231-8588 住 所 (所在地) 横浜市旭区日本大通1 氏 名 (会社名・代表者名) 神奈川太郎 TEL 045 - 210 - 1111 FAX 000 - 000 - 0000 印												
	原告(申立人)に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記住所等 <input type="checkbox"/> 勤務先 名 称 〒 住 所 TEL - - <input type="checkbox"/> その他の場所(原告等との関係) 〒 住 所 TEL - -												
	<input type="checkbox"/> 原告(申立人)に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください。 氏 名												
被告 (相手方) 1	〒 231-0023 住 所 (所在地) 横浜市中区山下町32 氏 名 (会社名・代表者名) 横浜次郎 TEL 045 - 210 - 1234 FAX 000 - 000 - 0000 勤務先の名称及び住所 TEL - -												
	〒 住 所 (所在地) 氏 名 (会社名・代表者名) TEL - - FAX - - 勤務先の名称及び住所 TEL - -												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">訴訟物の価額</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 25%;">取扱者</td> </tr> <tr> <td>貼用印紙額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予納郵便切手</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">貼用印紙 裏面貼付のとおり</td> </tr> </table>		訴訟物の価額	円	取扱者	貼用印紙額	円		予納郵便切手	円		貼用印紙 裏面貼付のとおり		
訴訟物の価額	円	取扱者											
貼用印紙額	円												
予納郵便切手	円												
貼用印紙 裏面貼付のとおり													

裁判所用

損害賠償-交通事故による物損

請求の趣旨	1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。 金 〇〇〇〇〇〇 円 <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する { <input checked="" type="checkbox"/> 平成 〇〇年 〇 月 〇〇日 } から支払済みまで <input type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日 年5パーセントの割合による金員 2 訴訟費用は、被告 の負担とする。 との判決 (<input type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。	
	紛争の要点 (請求の原因)	事故発生日時 平成 〇〇年 〇 月 〇〇日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 〇 時 〇〇 分頃 事故発生場所 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番 〇路 〇上 車両の種類 原告 〇〇 乗用自動車 被告 〇〇 貨物自動車 事故の状況 (簡単に分かりやすく書いて下さい) 例示 一時停止の標識のない十字路交差点を原告運転の車が進入したところ、右方から来た被告運転の車が一時停止の標識があるのに停止せず進入し、原告運転の車の右前部バンパーやライト部分を壊した。 <input type="checkbox"/> 被告2は、被告1の使用者である。
損害 <input checked="" type="checkbox"/> 車等の修理代金 金 〇〇〇〇〇〇 円 <input checked="" type="checkbox"/> 代車使用料 金 〇〇〇〇〇 円 <input type="checkbox"/> 金 金 円		
参考事項 被告は、事故当時かけている保険で原告が運転していた車の修理代金などを支払う約束をしていたのに現在おれい金と支払おうとしない。		
添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 示談書・念書 <input checked="" type="checkbox"/> 車等の損傷部分の写真 <input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 車等の修理代金見積書 <input checked="" type="checkbox"/> 事故状況説明図 <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本又は登記事項証明書 <input type="checkbox"/>		

別表2(9)

(内容証明郵便・例示文)

損 害 賠 償 請 求 書

私は、後記交通事故により後記の通りの傷害を負い後記の通りの損害を被りましたが、これは車間距離保持不相当及び前方不注視の貴殿の過失によるものであります。よって本書到達後十日以内にこの損害合計金〇〇〇〇〇円を支払うよう請求します

なお、右期間内に支払いなき場合には、法的手段をとらざるを得なくなりますので、あらかじめご了承ください。

(交通事故の表示)

日 時 平成 年 月 日 時 分頃
場 所 〇〇市〇〇町〇〇〇番地先路上
被害車 普通乗用自動車 湘南 〇〇〇〇〇〇
被害者 請求人(被害車運転中)
加害車 普通貨物自動車 横浜 〇〇〇〇〇〇
加害者 被請求人(加害車運転中)
態 様 請求人が被害車を運転走行中現場交差点の信号に従い停止したところ、被請求人運転の加害車が背後より追突。

(受傷及び損害の表示)

受 傷 請求人は左大腿骨骨折、〇〇病院で事故当日より平成 年 月 日まで入院治療、翌日から同年 月 日まで通院治療
損 害
1 休業損害 右入通院の期間 金〇〇〇万円
2 治療費 金〇〇〇〇〇円(これ以外は受領済み)
3 入院雑費 金〇〇〇〇〇円
4 通院交通費 金〇〇〇〇円
5 慰謝料 金〇〇〇万円
6 修理費 金〇〇〇〇円

平成 年 月 日

〇〇市〇〇町〇〇 〇丁目〇〇〇番地

請求人 〇 〇 〇 〇 印

〇〇市〇〇町〇〇 〇丁目〇〇〇番地

被請求人 〇 〇 〇 〇 殿

別表2(10)

示 談 書

下記事故

当事者 甲	住所 横浜市中区山下町32 氏名 横浜 次郎	車台番号 _____ 登録番号 横浜52 524-43
当事者 乙	住所 横浜市中区日本大通11 氏名 神奈川 太郎	車台番号 _____ 登録番号 _____
当事者 丙 (甲の使用者)	住所 川崎市川崎区日進町25 氏名 川崎商事株式会社	

事故月日 平成 ○年 △月 ×日 午^前 ○時 △分頃

事故場所 横浜市神奈川区鶴屋町2-24番地先

事故状況 上記日時場所において 横浜次郎が上記自動車を運転して 横浜駅西口方面より 青木橋方面に進行中 上記場所の交差点を左折し、直進しようとしたとき、横断歩行中の神奈川太郎に接触し負傷させた。
 に関して当事者協議の結果次のとおり

示談条件

甲の使用者 丙は、乙に対し

- (1) 治療費として、金405,500円を支払う
- (2) 休業補償費として、金368,000円を支払う
- (3) 慰謝料として、金430,000円を支払う

示談が成立しましたので今後本件に関しては双方共裁判上または裁判外において、一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

平成 ○年 △月 ×日

当事者甲 氏名 横浜 次郎 (印) (印)
 当事者乙 氏名 神奈川 太郎 (印) (印)
 当事者丙 氏名 川崎 三郎 (印) (印)

別表3

自賠責保険取扱会社（横浜支店等）（自賠責保険請求先）

会社名	所在地	電話番号
あいおいニッセイ同和損害保険(株) 横浜サービスセンター	〒231-0005 横浜市中区本町5-48 あいおいニッセイ損保ビル	045 651-5205
朝日火災海上保険(株) 本店サービスセンター	〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7	03 3294-2197
共栄火災海上保険(株) 横浜損害サービス課	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-6-23金子第二ビル6階	045 475-0361
セコム損害保険(株) 横浜サービスセンター	〒220-0004 横浜市西区北幸2-10-39 日総第5ビル 5階	045 412-5870
セゾン自動車火災保険(株) 損害サービスグループ	〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-13-2 イムープル・コジマビル3階	03 3980-6227
(株)損害保険ジャパン 横浜東口センター	〒221-0052 横浜市神奈川区栄町2-9 東部ヨコハマビル1階	045 440-6361
大同火災海上保険(株) 事故受付センター	〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1-12-1	098 869-1280
東京海上日動火災保険(株) 横浜損害サービス第二課	〒220-8565 横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア3階	045 224-3625
日新火災海上保険(株) 神奈川サービスセンター	〒231-0007 横浜市中区弁天通5-72	045 633-5295
日本興亜損害保険(株) 神奈川保険金サービス部 横浜保険金サービス第一課	〒231-8422 横浜市中区本町2-12	045 663-9301
富士火災海上保険(株) 横浜サービスセンター	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-19	045 471-5915
三井住友海上火災保険(株) 神奈川損害サポート部	〒231-0023 横浜市中区山下町70-3 (三井住友海上横浜ビル3階)	045 671-1021
明治安田損害保険(株) 損害サービス部 火災・新種保険 サービスグループ	〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1	03 3257-3310
A I U保険会社 神奈川損害サービスセンター	〒220-8111 横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー11階	045 683-3481
エース損害保険(株) 自動車保険損害サービスセンター 自賠責共同保険課	〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 住友生命清澄パークビル6階	03 5621-1044

(平成25年6月1日現在・一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター提供)

(注) このほか、県内の主な市に、それぞれ支社・営業所が設けられております。営業所でも自賠責保険の請求ができます。最寄りの営業所の所在地については、上記支店等にお問い合わせください。

別表 4

裁判所の管轄区域と弁護士相談等

(1) 地方裁判所(訴訟の提起)

名 称	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
横浜地方裁判所	〒231-8502 横浜市中区日本大通9	045-345-4153	横浜市、鎌倉市 藤沢市、茅ヶ崎市 大和市、海老名市 綾瀬市、高座郡
同 川崎支部	〒210-8559 川崎市川崎区富士見1-1-3	044-233-8172	川崎市
同 相模原支部	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-1	042-716-3180	相模原市、座間市
同 横須賀支部	〒238-8510 横須賀市新港町1-9	046-812-3153	横須賀市、逗子市、 三浦市、三浦郡
同 小田原支部	〒250-0012 小田原市本町1-7-9	0465-40-3185	小田原市、平塚市、 南足柄市、秦野市、 伊勢原市、厚木市、 中郡、足柄上郡、 足柄下郡、愛甲郡

(2) 簡易裁判所(調停の申立て、少額訴訟の提起及び訴訟の提起)

名 称	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
横 浜 簡 易 裁 判 所	〒231-0021 横浜市中区日本大通9	045 662-6971	横浜市(中、南、港南、 磯子、金沢)
神 奈 川 簡 易 裁 判 所	〒221-0822 横浜市神奈川区西神奈川1-11-1	045 321-8045	横浜市(鶴見、神奈川、 港北、緑、都筑、青葉)
保 土 ケ 谷 簡 易 裁 判 所	〒240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町239	045 331-5991	横浜市(西、保土ヶ谷、 旭、瀬谷)
川 崎 簡 易 裁 判 所	〒210-8559 川崎市川崎区富士見1-1-3	044 233-8174	川崎市
鎌 倉 簡 易 裁 判 所	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-23-22	0467 22-2202	鎌倉市、横浜市(戸塚、 栄、泉)
藤 沢 簡 易 裁 判 所	〒251-0054 藤沢市朝日町1-8	0466 22-2684	藤沢市、茅ヶ崎市、 大和市、海老名市、 綾瀬市、高座郡
相 模 原 簡 易 裁 判 所	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-1	042 716-3187	相模原市、座間市
横 須 賀 簡 易 裁 判 所	〒238-8510 横須賀市新港町1-9	046 823-1907	横須賀市、逗子市、 三浦市、三浦郡
平 塚 簡 易 裁 判 所	〒254-0045 平塚市見附町43-9	0463 31-0513	平塚市、中郡
小 田 原 簡 易 裁 判 所	〒250-0012 小田原市本町1-7-9	0465 40-3188	小田原市、秦野市、 南足柄市、足柄上郡、 足柄下郡
厚 木 簡 易 裁 判 所	〒243-0003 厚木市寿町3-5-3	046 221-2018	厚木市、伊勢原市、 愛甲郡

(3) 弁護士会(弁護士による示談あっせんと相談)

◎横浜弁護士会 ((公財)日弁連交通事故相談センター神奈川県支部)

〒231-0021
横浜市中区日本大通9
電話 045-211-7700

(4) 日本司法支援センター(通称・法テラス)

◎法テラス神奈川

〒231-0023
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階
電話 050-3383-5360

◎法テラス川崎

〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10階
電話 050-3383-5366

◎法テラス小田原

〒250-0012
小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5階
電話 050-3383-5370

別表5

公 証 役 場（公正証書）

役 場 名	所 在 地	電 話 番 号
博物館前本町 公証役場	〒231-0005 横浜市中区本町6-52 横浜エクセレントVII 5階	045-212-2033
横浜駅西口 公証センター	〒220-0004 横浜市西区北幸1-5-10 東京建物ビル4階	045-311-6907
関内大通り 公証役場	〒231-0047 横浜市中区羽衣町2-7-10 関内駅前マークビル8階	045-261-2623
尾 上 町 公証役場	〒231-0015 横浜市中区尾上町3-35 横浜第一有楽ビル8階	045-212-3609
みなとみらい 公証役場	〒231-0011 横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045-662-6585
鶴 見 公証役場	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-16-1 折井ビル201	045-521-3410
上 大 岡 公証役場	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-15-1 カミオビル4階	045-844-1102
川 崎 公証役場	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町3-1 NOF川崎東口ビル11階	044-222-7264
溝 ノ 口 公証役場	〒213-0001 川崎市高津区溝口3-14-1 田中屋ビル2階	044-811-0111
藤 沢 公証役場	〒251-0025 藤沢市鵜沼石上2-11-2 湘南Kビル1階	0466-22-5910
横 須 賀 公証役場	〒238-0007 横須賀市若松町2-24 亀井ビル3階	046-823-0328
小 田 原 公証役場	〒250-0011 小田原市栄町1-5-20 大邦ビル2階	0465-22-5772
平 塚 公証役場	〒254-0807 平塚市代官町9-26 M宮代会館4階	0463-21-0267
厚 木 公証役場	〒243-0018 厚木市中町3-13-8 セトビル2階	046-221-1813
相 模 原 公証役場	〒252-0231 相模原市中央区相模原4-3-14 第一生命ビル5階	042-758-1888

別表6

労働局（労働基準監督署）（労災保険関係）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
神奈川県労働局労災補償課	〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階	045-211-7355
横浜南労働基準監督署	〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	045-211-7376
横浜北労働基準監督署	〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1253
横浜西労働基準監督署	〒240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311
鶴見労働基準監督署	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-501-4968
川崎南労働基準監督署	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271
川崎北労働基準監督署	〒213-0001 川崎市高津区溝口1-21-9	044-820-3181
横須賀労働基準監督署	〒238-0005 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
平塚労働基準監督署	〒254-0047 平塚市追分1-1	0463-32-4600
藤沢労働基準監督署	〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
小田原労働基準監督署	〒250-0004 小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151
厚木労働基準監督署	〒243-0014 厚木市旭町2-2-1	046-228-1331
相模原労働基準監督署	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051

別表 7

福 祉 事 務 所

機関名		所在地	電話
横 浜 市	鶴見福祉保健センター	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1768
	神奈川福祉保健センター	〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7131
	西福祉保健センター	〒220-0051 横浜市西区中央1-5-10	045-320-8484
	中福祉保健センター	〒231-0021 横浜市中区日本大通35	045-224-8181
	南福祉保健センター	〒232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1	045-743-8213
	港南福祉保健センター	〒233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1	045-847-8454
	保土ヶ谷福祉保健センター	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6382
	旭福祉保健センター	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6161
	磯子福祉保健センター	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2323
	金沢福祉保健センター	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7878
	港北福祉保健センター	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2323
	緑福祉保健センター	〒226-0013 横浜市緑区寺山町118	045-930-2323
	青葉福祉保健センター	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2444
	都筑福祉保健センター	〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2323
	戸塚福祉保健センター	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17	045-866-8484
	栄福祉保健センター	〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19	045-894-6963
	泉福祉保健センター	〒245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2	045-800-2401
瀬谷福祉保健センター	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5713	
川 崎 市	川崎区役所保健福祉センター	〒210-8570 川崎市川崎区東田町8	044-201-3113
	幸区役所保健福祉センター	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1	044-556-6666
	中原区役所保健福祉センター	〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245	044-744-3113
	高津区役所保健福祉センター	〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1	044-861-3113
	宮前区役所保健福祉センター	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5	044-856-3113
	多摩区役所保健福祉センター	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1	044-935-3113
	麻生区役所保健福祉センター	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1	044-965-5144
相 模 原 市	緑福祉事務所	〒252-5177 相模原市緑区西橋本5-3-21 (市緑区合同庁舎内)	042-775-8809
	中央福祉事務所	〒252-5277 相模原市中央区富士見6-1-20 (あじさい会館内)	042-754-1111
	南福祉事務所	〒252-0303 相模原市南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター内)	042-701-7720
横須賀市福祉事務所	〒238-8550 横須賀市小川町11	046-822-4000	
藤沢市福祉事務所	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	0466-25-1111	
平塚市福祉事務所	〒254-8686 平塚市浅間町9-1	0463-23-1111	
鎌倉市福祉事務所	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000	
小田原市福祉事務所	〒250-8555 小田原市荻窪300	0465-33-1300	
茅ヶ崎市福祉事務所	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111	
逗子市福祉事務所	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16	046-873-1111	
三浦市福祉事務所	〒238-0298 三浦市城山町6-6	046-882-1111	
秦野市福祉事務所	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2	0463-82-5111	

機関名	所在地	電話
厚木市福祉事務所	〒243-0018 厚木市中町3-16-1	046-225-2200
大和市福祉事務所	〒242-0004 大和市鶴間1-31-7	046-260-5685
伊勢原市福祉事務所	〒259-1188 伊勢原市田中348	0463-94-4711
海老名市福祉事務所	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1	046-231-2111
座間市福祉事務所	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1	046-255-1111
南足柄市福祉事務所	〒250-0192 南足柄市関本440	0465-74-2111
綾瀬市福祉事務所	〒252-1192 綾瀬市早川550	0467-77-1111
平塚保健福祉事務所 (大磯町、二宮町)	〒254-0051 平塚市豊原町6-21	0463-32-0130
鎌倉保健福祉事務所 (葉山町)	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24-3900
小田原保健福祉事務所 (箱根町、真鶴町、湯河原町)	〒254-0051 小田原市荻窪350-1 (小田原合同庁舎内)	0465-32-8000
茅ヶ崎保健福祉事務所 (寒川町)	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	0467-85-1171
厚木保健福祉事務所 (愛川町、清川村)	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 (厚木合同庁舎内)	046-224-1111
足柄上保健福祉事務所 (中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 (足柄上合同庁舎内)	0465-83-5111

別表8

交通事故相談機関

(平成25年4月以降)

(1) 神奈川県交通事故相談所(県民の声・相談室)

相談室の所在	相談日	相談時間	電話番号
かながわ県民センター	月～金曜日	9～12時・13～16時	045-312-1121(代)

※ 予約不要です。面接相談のほか、電話相談も受け付けています。

※ あらかじめ相談場所・日時をお確かめの上、事故に関係ある書類を用意していただきご相談ください。

※ 土曜日、日曜日、祝日、休日、1月2日3日、12月29・30・31日は、相談はお休みです。

(2) 警察

相談室の所在	相談日	相談時間	電話番号
県警交通相談センター (警察本部庁舎内)	月～金曜日	8時30分～17時15分	045-211-2574
警察署相談窓口	月～金曜日	8時30分～17時15分	各警察署

※ あらかじめ相談場所・日時をお確かめの上、事故に関係ある書類を用意していただきご相談ください。

※ 土曜日、日曜日、祝日、休日、1月2日3日、12月29・30・31日は、相談はお休みです。

(3) 市町村

名称	相談日	相談時間	電話番号
横浜市 交通事故相談所			
市役所 市民相談室	月～金曜日	9時～12時・13時～16時	045-671-2306
鶴見区 区政推進課 広報相談係	第1月曜日	9時～12時・13時～16時	045-510-1680
西区 区政推進課 広報相談係	第1火曜日	9時～12時・13時～16時	045-320-8321
南区 区政推進課 広報相談係	第1水曜日	9時～12時・13時～16時	045-743-8121
港南区 区政推進課 広報相談係	第3火曜日	9時～12時・13時～16時	045-847-8321
保土ヶ谷区 区政推進課 広報相談係	第3水曜日	9時～12時・13時～16時	045-334-6221
旭区 区政推進課 広報相談係	第2水曜日	9時～12時・13時～16時	045-954-6022
磯子区 区政推進課 広報相談係	第1木曜日	9時～12時・13時～16時	045-750-2335
金沢区 区政推進課 広報相談係	第1金曜日	9時～12時・13時～16時	045-788-7721
港北区 区政推進課 広報相談係	第3金曜日	9時～12時・13時～16時	045-540-2221

名 称	相 談 日	相 談 時 間	電 話 番 号	
横浜市 交通事故相談所				
緑 区 区政推進課 広報相談係	第3木曜日	9時～12時・13時～16時	045-930-2219	
青 葉 区 区政推進課 広報相談係	第2月曜日	9時～12時・13時～16時	045-978-2221	
都 筑 区 区政推進課 広報相談係	第2火曜日	9時～12時・13時～16時	045-948-2222	
戸 塚 区 区政推進課 広報相談担当	第2木曜日	9時～12時・13時～16時	045-866-8321	
栄 区 区政推進課 広報相談係	第4木曜日	9時～12時・13時～16時	045-894-8335	
泉 区 区政推進課 広報相談係	第4火曜日	9時～12時・13時～16時	045-800-2337	
瀬 谷 区 区政推進課 広報相談係	第2金曜日	9時～12時・13時～16時	045-367-5635	
川崎市 交通事故相談所				
高 津 区 専門相談員交通事故相談	月～金曜日	10時～12時・13時～16時	044-861-3141	
中 原 区 弁護士交通事故相談	第3火曜日 面談のみ(予約制)	13時～16時	044-200-3939	
相模原市 総務課 市民相談室交通事故相談	第2・第4月曜日 (予約制)	13時30分～16時	042-769-8230	
横須賀市 市民部 市民生活課市民相談室	月・水・金曜日 第1・第3木曜日 弁護士相談のみ予約制	9時～12時 13時～15時30分	046-822-8287	
藤沢市 市民相談室(交通事故相談)	火・金曜日	9時～12時・13時～16時	0466-25-1111	
茅ヶ崎市 市民安全部 市民相談課交通事故相談	月～木曜日	9時～12時 13時～17時	0467-82-1111 内線2336	
厚木市 市民協働推進課市民相談係 総合相談 コーナー	第2・3・4金曜日 面接のみ	13時～16時	046-225-2100	
海老名市 市民相談室(交通事故相談)	第4木曜日 面接のみ(予約制)	13時～16時	046-292-0880	
座間市 広報公聴人権課(交通事故相談)	第3火曜日 面接のみ(予約制)	13時30分～16時	046-252-8146	
愛川町 住民課住民相談班 交通事故相談	第4水曜日 面接のみ(予約制)	13時～16時	046-285-2111	
葉山町 町民サ ービス課	法律相談 (交通事故相談)	第2・4金曜日 面接のみ(予約制)	13時30分～16時30分	046-876-1111
	行政書士相談 (交通事故相談)	第2火曜日 面接のみ(予約制)		
寒川町 町民窓 口課町民相談	法律相談 (交通事故相談)	第1・2・3水曜日 面接のみ(予約制)	13時～16時	0467-74-1111
	行政書士相談 (交通事故相談)	第2金曜日 面接のみ(予約制)		

※ 相談日は、土曜日、日曜日、休日、年末年始を除きます。

※ 他の市町村においても、市民相談等で交通事故相談に応じています。

(4) その他の関係機関

名 称	相 談 日	相 談 時 間	電 話 番 号
そんぽADRセンター	月～金曜日	9時15分～17時	0570-022808 (通話料有料) 03-4332-5241 (PHS・IP電話)
自転車ADRセンター	月・木曜日	10時～16時	03-3583-2633
全国共済農業協同組合連合会 神奈川県本部交通事故相談所	月～金曜日	9時～17時	0463-25-0190
(公財)日弁連交通事故相談センター 本部 (電話相談)	月～金曜日	10時～15時30分	0570-078325
(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部横浜相談所 (面接相談)	月・火・木曜日	(予約受付時間) 9時30分～17時 月～金曜日 予約制	045-211-7700
(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部相模原相談所 (面接相談)	毎月 第2第4月曜日	(予約受付時間) 9時～17時 前の週の水曜日 から先着順による 予約制	042-769-8230 (相模原市 中央区役所)
(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部横須賀相談所 (面接相談)	毎月 第2金曜日	(予約受付時間) 9時30分～17時 月～金曜日 予約制	046-822-9688
(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部小田原相談所 (面接相談)	毎月 第1水曜日	(予約受付時間) 9時30分～17時 月～金曜日 予約制	0465-24-0017
(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部川崎相談所 (面接相談)	毎月 第2第4水曜日	(予約受付時間) 平日:9時30分～19時30分 休日:13時～17時	044-223-1149
(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部座間相談所 (面接相談)	毎月 第3火曜日	(予約受付時間) 9時～17時 月初から先着順による 予約制	046-252-8218 (座間市役所)
(公財)交通事故紛争処理センター 東京本部		電話予約により決定 (予約受付 9時～17時)	03-3346-1756
(公財)交通事故紛争処理センター さいたま相談室		電話予約により決定 (予約受付 9時～17時)	048-650-5271
損害保険料率算出機構 自賠責保険請求相談フリーコール	月～金曜日	9時30分～12時 13時～16時30分	0120-9-11281 (通話料無料)

※ 相談日は、土曜日、日曜日、休日、年末年始を除きます。